

令和7年度実施市民活動推進補助事業の募集に向けて

1 近年の主な見直し状況

市民活動推進補助制度（以下、本制度という。）は市民活動団体等が行う公益的な事業を資金（補助金）、相談・情報提供等による支援を通じて、団体のスタート・ステップアップを支援することを目的としています。

近年行った主な見直しは次のとおりです。

【R4年度】

No.	課題	見直しの内容
1	連続して補助の申請がある場合、前年度の実績報告より先に次年度の補助の決定をしてしまう。実績報告書の今後の展望や実施報告会での指摘を次年度事業に反映することができない。	→ 1回目のステップアップ支援を受けた翌年度は振り返り期間（フォローアップ）を設け、補助金の申請を受け付けないこととする。
2	連続して補助の申請がある場合、前年度の様子を踏まえての次年度の審査ができない。	→ 10月頃に中間報告シートの提出を求める。
3	特にステップアップ支援について、補助率が高く、資金確保面での工夫がみられにくいため、団体活動の継続性の審査が難しい。	→ 資金確保策を講じている（継続性が見込める）団体に対して複数回の補助となるようステップアップ支援枠での補助率を80%、70%、60%と引き下げる。
4	事業性の高い又は既に十分自立しており、自前の資金でも十分新しい事業にチャレンジできる団体に対しても補助をしている。	→ 補助限度額が60万円では、現在の制度よりも自己資金を多く持っている団体でなければ補助限度額での申請が困難となるため、ステップアップ支援枠での補助限度額を50万円に引き下げる。
5	企画書類の量が極端に多く、申請内容が掴みづらい場合がある。	→ 企画書は、団体概要書1枚。事業計画書3枚までとする。
6	審査の視点について、「継続性」や「地域性」、「公益性」、配点が10点の項目を中心に総合的に見直すことが必要である。	→ スタート支援、ステップアップ支援とも、「公益性」のみ集計時に点数を2倍にするとともに、その平均が満点の6割を下回る場合は無条件で補助対象外とする。 ステップアップ支援の評価項目の「地域性」「先駆性」「継続性」を削り審査の視点を見直す。

【R 5 年度】

No.	課題	見直しの内容
7	制度説明会を実施してから申請書締切までの期間が短い。 応募〆切直前の新規案件について事業の精査が不十分となりやすい。	→ 募集要項の配架開始を1か月早め11月1日とする。
8	活動を新たに始めた団体が増えており、そのような団体は組織づくりと事業の企画を同時に行うことが難しいと考えられる。	→ 団体の設立要件を12月1日とする。
9	報告の内容について、実施した事業全般についてだけでなく、補助金が具体的にどう役立てられたのか報告をしてほしい。	→ 実施事業の報告事項として、「補助金が具体的にどう役立てられたのか」という視点を盛り込むよう団体に周知する。

2 令和7年度実施市民活動推進補助事業の募集に向けた見直しについて

令和7年度実施市民活動推進補助事業の募集に向けた見直しについては、近年の見直しに基づく本制度の運用状況と、本制度の効果と課題の抽出を目的として実施したWEBアンケートの結果を基に、見直しの必要性について検討しました。

実施したWEBアンケートについては次のとおりです。

調査対象：令和元年度から令和5年度までの5年間に本制度を活用した34団体

調査期間：令和6年8月9日（金）から8月20日（火）

配布方法：電子メール

回答数：21団体

結果：資料2のとおり

3 見直しの方向性

これまでの見直しと上記のWEBアンケート結果を踏まえ、次のとおり見直しをすることとしました。

【見直しについて】

No.	課題	見直しの内容
1	(No.7) 募集期間を早めたが、市民活動団体等からの相談時期が募集期間の終盤に集中してしまい、目的とした十分な精査の時間を設けることができなかった。	→ 募集期間の終了を若干早め、調整期間を確保する。

2	公開審査（公開プレゼンテーション） へ遅参した場合の対応について	→	公開プレゼンテーションの開始時刻までに会場に到着していなかった場合、審査対象から除外する。 公開審査開始後に会場に到着した場合は、審査の様子を傍聴できることとする。
---	-------------------------------------	---	---

4 令和7年度実施市民活動推進補助事業採択までのスケジュール

資料3のとおり。